

文教警察委員会会議記録

文教警察委員長 鴛海 豊

1 日 時

令和4年3月17日(木) 午後1時30分から
午後4時12分まで

2 場 所

第2委員会室

3 出席した委員の氏名

鴛海豊、吉村哲彦、三浦正臣、原田孝司、小嶋秀行、猿渡久子、麻生栄作

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

なし

6 出席した執行部関係者の職・氏名

教育長 岡本天津男、警察本部長 松田哲也 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第1号議案のうち本委員会関係部分については、可決すべきものと賛成多数をもって決定した。
- (2) 第18号議案及び第21号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、第22号議案については、可決すべきものと福祉保健生活環境委員会に回答することに、いずれも全会一致をもって決定した。
- (3) 新型コロナウイルス感染症に係る対応について、第三次大分県特別支援教育推進計画に基づく再編整備の進捗状況について及び高等学校等就学支援金に係るオンライン申請の導入についてなど、執行部から報告を受けた。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 主任 松井みなみ
政策調査課調査広報班 主任 麻生ちひろ

文教警察委員会次第

日時：令和4年3月17日（木）13：30～

場所：第2委員会室

1 開 会

2 教育委員会関係

13：30～14：30

(1) 合い議案件の審査

第21号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について
(付託委員会：総務企画委員会)

(2) 付託案件の審査

第1号議案 令和4年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）

(3) 諸般の報告

- ①新型コロナウイルス感染症に係る対応について
- ②第三次大分県特別支援教育推進計画に基づく再編整備の進捗状況について
- ③高等学校等就学支援金に係るオンライン申請の導入について
- ④「求償権の行使」に係る住民訴訟について
- ⑤「わいせつ事案」に係る対応について

(4) その他

3 警察本部関係

14：40～15：30

(1) 合い議案件の審査

第18号議案 職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部改正について
(付託委員会：総務企画委員会)

第21号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について
(付託委員会：総務企画委員会)

第22号議案 大分県福祉のまちづくり条例の一部改正について
(付託委員会：福祉保健生活環境委員会)

(2) 付託案件の審査

第1号議案 令和4年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）

(3) その他

4 協議事項

15：30～15：40

(1) その他

5 閉 会

会議の概要及び結果

鴛海委員長 ただいまから、文教警察委員会を開きます。

なお、審査の都合上、予算特別委員会の分科会も兼ねているので御了承願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案1件、総務企画委員会から合い議があった議案2件、福祉保健生活環境委員会から合い議があった議案1件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより教育委員会関係の審査に入ります。

まず、合い議案件の審査を行います。

それでは、第21号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正について執行部の説明を求めます。

岡本教育長 初めに私から一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、日頃から教育行政の推進に様々な御尽力をいただき改めて厚く御礼申し上げます。

本日は合い議案件1件、付託案件1件、諸般の報告5件について説明、報告します。関係事項は、それぞれ担当課長から御説明します。

三浦高校教育課長 委員会資料の1ページを御覧ください。

大分県使用料及び手数料条例の別表第3技能検定試験関係事務に係る手数料の改正について御説明します。今回の改正は、令和4年度に国が行う技能検定受検料の減免措置に係る制度変更に伴うものです。

1技能検定試験の概要にあるように、技能検定試験は、職業能力開発促進法に基づき、働く上で必要とされる技能の習得レベルを評価する国家検定制度です。現在、機械検査や電子機器組立など131職種について、検定試験が行われています。実技試験を重視する技能検定は受検料が高く、若年者が受検しにくいと、2国が行う減免措置の内容にあるように、国が平成29年度から35歳未満の者が2級又は3級の実技試験を受検する場合を対象に1職種当たり

9千円を減免する措置を講じてきました。しかし、コロナ禍で雇用調整助成金等の支出が大幅に増えたことにより、財源の確保が困難となったため、令和4年度から減免措置を講じる対象者を25歳未満の在職者に限定することが示されています。

高校生等が在学中に技能検定合格に向けて取り組むことで、技能の向上等につながり、即戦力人材として県内のものづくり産業に貢献することが期待されます。

そこで、3の2の変更を受けた県の対応にあるように、県は国の制度変更により意欲ある高校生等の挑戦が妨げられないよう、新たに減免制度を創設したいと考え、令和4年度当初予算に必要な費用を計上しています。

以上により、具体的には4条例の改正内容にあるように、備考第1号に規定する国が行う減免措置の対象者を35歳未満の者から25歳未満の在職者へと改め、高等学校等の在校生が2級又は3級の実技試験を受検する場合の受検手数料は、当分の間現行どおりとする特例を附則において新設したいと考えています。改正後の受検手数料は右下の参考にお示しのとおりです。なお、施行期日は令和4年4月1日とし、令和4年度の検定から適用したいと考えています。

鴛海委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 別に御質疑等もないので、これで質疑を終わります。

なお、採決は警察本部の審査の際に、一括して行います。以上で、合い議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査を行います。第1号議案令和4年度大分県一般会計予算のうち、教育委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

岡本教育長 第1号議案令和4年度大分県一般

会計当初予算のうち、教育委員会関係について説明します。

お手元の令和4年度教育委員会予算概要の3ページをお開きください。教育委員会の予算額は、左から2列目予算額(A)欄の上から3段目にあるように1,106億7,805万7千円です。これを右から3列目の3年度当初予算額(B)欄と比較すると、その右の欄にあるように、額にして27億1,548万1千円、率にして2.4%の減となっています。

続いて、先日の予算特別委員会で説明した事業を除く主要な事業について、教育財務課長より一括して説明します。

山上教育財務課長 予算概要の57ページをお開きください。

中段のいじめ・不登校等解決支援事業費2億6,703万円です。この事業は、児童生徒や保護者の悩み等に対応するため、専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを小中高等学校、特別支援学校へ配置するものです。令和4年度は、スクールカウンセラーの対応時間数を拡充するとともに、ヤングケアラーやフリースクールに通う児童生徒への支援も強化していきます。

その下、スクールソーシャルワーカー活用不登校等対策事業費1億442万4千円です。貧困など家庭環境等に起因する不登校等の未然防止、解決に向け早期に福祉事務所等の関係機関へつなぐ体制の充実、強化を図るため、社会福祉士等の資格を持つスクールソーシャルワーカーやその助言者となるスーパーバイザーを配置するものです。令和4年度はスクールカウンセラー同様に、対応時間数を拡充していきます。

64ページをお開きください。一番下のミュージアムを活用した子どもの感性育成事業費590万1千円です。児童の豊かな創造性や感性を育むため、ものの見方、考え方が広がる小学校4年生及び特別支援学級の児童を県立美術館に招待し、優れた本物の芸術作品を少人数グループで主体的に鑑賞する機会を提供するものです。

72ページをお開きください。上段のおおい

たグローバルリーダーズ育成事業費3,876万5千円です。グローバル人材の育成を図るため、世界トップクラスの海外大学が英語で行う高校生向け遠隔講座を開設するとともに、英語以外の教科を英語で指導できる教員を育成します。

引き続き、国際系大学と連携したオンラインによるバーチャル留学や海外留学支援金の交付、高校生を対象としたグローバルリーダー育成塾等を行っていきます。

80ページをお開きください。下段の子ども科学体験推進事業費4,519万9千円です。小中学生の科学に関する好奇心や探究心を育むため、学習機能を持った体験型子ども科学館O-L a b o (オーラボ)を運営し、企業、大学、高校と連携した科学体験講座を実施するものです。令和4年度は、フォローアップ講座、JAXA等と連携した常設展示の一層の充実、中学生を対象とした理数系講座である、みらいの教室を新たに実施していきます。

82ページをお開きください。一番下「森の子学校」体験活動推進事業費512万9千円です。青少年の家を活用し、学校教育と連動した事前学習、直接体験、事後学習からなる学習プログラムを実施することにより、次世代を担う子どもたちへの森林・林業教育の推進を図るものです。

91ページをお開きください。上から2番目の日本語指導ステップアップ事業費973万8千円です。日本語指導が必要な帰国、外国人児童生徒等に対し日本語指導の充実を図るため、日本語指導支援員を県立学校に派遣するとともに、小中学校に支援員の派遣を行う市町村に対し補助を行うものです。また、指導カリキュラムの作成等を行う日本語指導アドバイザーの配置を行います。

108ページをお開きください。一番下の全国高校総体開催準備事業費1,155万2千円です。令和6年度に大分県を含む九州北部4県で開催される同大会に向けて、開催市町や全国高等学校体育連盟、関係競技団体と連携して開催準備を行うものです。

鴛海委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

原田委員 時間も限られているので、三つに絞って質問します。

まず、21ページの教員採用試験に係ることについて、3月3日の新聞で、一次試験を通った人は翌年、一次試験が免除されるとの報道がありました。現場で、臨時講師として働きながら再試験を受ける人の負担軽減ができていいと思います。その具体的な説明をお願いします。

また、予算特別委員会で大和教育人事課長から、毎年度きちんと人が配置できるのかといった質問に対して、まだよく分かりませんとの答弁でした。新年度もあと少しで、そんな計画で大丈夫なのかと思ったので伺います。

二つ目は、47ページの支援学校施設整備事業費です。

特に聞きたいのは、別府地区特別支援学校の4校です。予算書の中には、改修基本設計とあり、もう予算が付いていることに驚きましたが、ここをお聞きします。

最後三つ目は、82ページの生涯を通じた障がい者の学び支援事業費です。

生涯学習は本当に大切だと思いますけど、県内でも生涯学習センターができていのは、たぶん大分市と中津市ぐらいかな。余りできていないイメージを持っていますが、とりわけ障がい者の学びを支援していくためには、どういうイメージを持っているのか、お聞きしたいと思います。

大和教育人事課長 それでは、まず来年度の教員採用試験の見直しについて御説明します。

来年度については、大きく二つ見直しを予定していて、一つ目は一次試験の免除要件の拡大です。これまでは二次試験の合格者については、翌年度と翌々年度の一次試験を免除できる取扱いを行っていましたが、来年度の実施試験においては、前年度に一次試験を合格していれば、当該年度の一次試験が免除される取扱いを加えたいと思っています。

もう1点は、他県教諭特別選考という試験区

分があり、他県で教員を3年間経験された方は、三次試験から受験できる取扱いを行っています。来年度からこの他県教諭の経験年数を1年間短縮して、受験をする時点で2年間経験していれば受験できると、要件の見直しを予定しています。

続いて、来年度の人材確保の見込みについて御説明します。

今年度末の小中学校における退職者、来年度の採用予定者、さらに来年度の再任用予定者の数を算出した場合に、正規教員の人数は25人程度増加することを見込んでいます。

一方で、来年度の小学校3年生から35人学級の導入や、特別支援学級の増設の要望、さらには産休・育休代替の早期配置等の必要性から必要人数も増加する見込みで、人員確保は引き続き厳しい状況は変わりないと思っています。

現在、市町村教育委員会の協力もいただきながら、臨時講師や潜在的免許保有者への声かけ等を行い、臨時講師、代替教員の確保に努力しています。

現時点では具体的に欠員が何人生じるとか、人数については不明ですが、あらゆる方法を活用して、極力欠員が生じないように努力していきたいと考えています。

山上教育財務課長 支援学校施設整備事業費の別府地区の改修と計画について御説明します。

南石垣については、旧羽室台高校に移転するので、ここは単独でできます。別府本校、それから鶴見校、石垣原校については、道路等がとても狭く、工事自体が現状、すぐできるわけではないので、解体をしたり、別の道路を造ったりしなければいけない状況です。そのため、今も現場に職員が行って、どうやればいかと検討していますが、来年度、まずは基本設計をして、その後、学校側のいろんな要望を聞きながら具体的に進めています。まだその先のスケジュール感については、今ははっきりとここで申せるようなものではありません。

後藤社会教育課長 生涯を通じた障がい者の学びの支援事業について説明します。

障がい者をめぐる現状と課題について、生涯

学習に関するニーズや実態などがまずは把握できていないことが課題と考えています。

特に学校に通っている間は、そういった学びの場所などの情報の提供は割とできていると思いますが、学校を卒業した後の自立や社会参加、健康維持のための運動、あるいは文化的な学びを継続して行える場所が少ないのも課題と考えています。

生涯学習に関する情報を得ることが非常に難しく、窓口も見つからない現状もあるようです。そこで、まずそういった教育委員会だけでなく、部局を越えて、あるいはそういう当事者を交えたコンソーシアムをつくって、現状把握から行っていきたいと考えています。

地元の大学等と連携して、そういった生涯学習に関する講座を実際に企画、展開する、あるいは社会教育施設や公民館などで気軽に、趣味の場としての講座を新しく展開できたらと考えています。

それから、何といたっても特別支援学校の生徒に対して、そういった場に出かけて学習を続ける啓発活動も行っていければと思います。

まだまだ手探りですが、他県の情報を得ながら、障がいのある方の居場所づくりについて、少しでも貢献していきたいと考えています。

原田委員 別府地区の支援学校については、よく分かりました。頑張ってもらいたいし、障がいのある方の生涯学習の取組は、これからも進めていかないといけないと思います。ぜひ頑張ってもらいたいと思います。

教員不足の件については、引き続き、これはすぐに解決する話ではなく、また大分県だけの問題ではなくて、九州各県の問題でもあるなと思います。とりわけ、どこの県も採用を拡大していく中で、臨時講師の退職者がそもそも少なくなっていることもあります。ただ、やっぱり現場はその分でいろいろ困り事があるし、予算特別委員会でも猿渡委員が言われた産休代替の早急配置とか教科担任制とか、いろんな分これまで以上に教員が必要になってくると思うので、ぜひまた対策を考えてもらいたいと思います。

猿渡委員 まず、GIGAスクールの関係で、東大名誉教授の佐藤学先生がこのことについて指摘されているんですが、やり方によってはマイナスになる面もあり、これは活用の仕方が大事だとおっしゃっています。

OECDの調査でも、読解力や数学や科学の領域でコンピューターの利用時間が長いほど学力が低下しているという調査結果があり、佐藤学先生がおっしゃるには、教える道具としてではなくて、子どもが学ぶための道具として活用することが大事だと。子どもたちがグループで探求し合うときに使うとか、集団の中で学び合うために使っていくことが効果的とおっしゃっていて、そのようなメリットをいかす形で活用していかなければならないと思います。その点について伺いたいのが1点目です。

それと、今、原田委員が言われた人材確保の問題とも関わりますが、広域異動の問題で、遠距離通勤について、育児や介護等の事情について十分配慮しているという答弁をこれまで本会議でも何度かいただいています。しかし、現状は配慮しているとは思えない現実もあると思います。せっかく採用された貴重な先生が健康に働き続けて、家庭との両立をしっかりとしながら、いい仕事ができるようにしていかなければならないので、子どもが小さい方とか介護中の方とかには遠距離通勤に極力ならないような配慮をしっかりとやらなければならないと思いますが、その点について伺いたいのが2点目です。

もう一つ、後でわいせつの関係で報告がありますが、私、本会議でも包括的性教育のことで要望を述べました。やはり子どもたちの場合、自分が性被害に遭っていることも分からないこともあるので、まずは養護教諭や保健室の先生に対して、自分の体を大事にしなきゃいけないんだよと年齢や発達段階に合った包括的性教育の研修をすることが必要ではないかという意見もいただいています。まず、先生がそこについてしっかり学び、さらに広げていくことが大事だと私も考えています。その点について伺います。

それともう1点だけ、スクールサポートスタ

ップとか学習指導員をかなり増やしてきたことで、現場としてはとても助かっているとのことです。本当に良かったと思っていますが、これはコロナの対応で増やしてきた経緯もあると思うので、コロナ収束後もこのスクールサポートスタッフや学習指導員等の人員を確保すべきではないかと思えます。

この4点について答弁をお願いします。

神崎教育デジタル改革室長 予算概要の15ページをお開きください。

新時代の学びを支えるICT活用推進事業費について、事業概要の黒ポツ二つ目に、ICT活用優良授業チャレンジ実施事業費があります。一気に1人1台端末が進んだことで、まず機械の操作、アプリやZoomの使い方、そういったものを初年度、学校現場で教えながらやってきましたが、正に委員が言われるように、今後はどのように有効活用していくのかといった現場の声も出ています。

来年度、そういった優良授業を全国から集めて紹介するサイトをつくる予算も国から上がっています。正に大分県がやろうとしているのは、この教科のこの単元はどのように教えればいいのかというのはまだ確立されていないので、ICT教育サポーターが現場で先生の授業づくりを支援しています。指導主事の先生が学校を見て歩きながら、この授業はぜひ広めたいという優良授業を集めて、ほかの先生の参考になるテキストをポータルサイト上につくって、授業の横展開を図っていく予算を計上しています。ですので、試行錯誤の段階ですが、来年度からそういった優良事例サイトをつくって、効果的な使い方、授業改善につながるようにしていきたいと考えています。

武野義務教育課長 今の説明に補足させていただきます。

未来を創るGIGAスクール推進事業費の中で、フロンティア校として現在、玖珠町を学校指定していますが、その中では、タブレット端末を使った協働的な学びと個別最適な学びを目指しています。協働的な学びは、例えば、4人グループで相談するとき、それぞれが考えた

ことは、一つのタブレットの中でみんなが共有できると、そうやって話し合ったことを今度は教室全体の電子黒板などに反映して、全員でそれを見ることができると、その中で意見を集約させていくといった活動を目指しています。ただ単に1人で自習のようにタブレット端末を使うのではなくて、そういったアプリもたくさん開発されているので、今多くの学校はそういったアプリを活用しながら、協働的な学びを目指しています。そういった実践事例について、県内に横展開していこうと考えています。

大和教育人事課長 広域異動について御説明します。

教員の広域異動については、平成24年度以降、全県的な教育水準の維持向上や若手教員の人材育成等の目的で取り組んできました。広域異動にあたっては、育児や介護等、家庭環境にもできる限り配慮しながら対応していますが、まだ十分ではないという御意見もいただいたので、今後とも本制度の運用状況については検証していきたいと考えています。

そして、次にスクールサポートスタッフ、学習指導員ですが、スクールサポートスタッフについては平成30年度から、当初は学習プリントの印刷、またはプリントの採点等の事務的業務で導入し、コロナの感染防止対策もあり、昨年度、年度途中から増員をしています。

学習指導員については、昨年度、年度途中からコロナ禍における学習を進めるため、チームティーチングや放課後等を活用した補充学習を行うために導入しました。

スクールサポートスタッフについては、学校教育法で、今年度から、学校に標準的に置くべき職として教員業務支援員と位置付けされています。市町村教育委員会からも非常に教職員の働き方改革に貢献していると御意見もいただいています。この事業は国庫補助事業なので、コロナの収束後についても、国庫補助事業の状況を見ながら検討していきたいと考えています。

加藤体育保健課長 性教育の環境についてお答えします。

御指摘のとおり、性に関する犯罪の多発を受

けて、性教育の重要性は非常に今注目をされているし、我々も重要だと考えています。

まず性教育については、児童生徒の発育、発達段階に応じて適切に指導を行わなければなりません。また、保健の授業だけではなくて、学校教育全体を通じて適切なきに適切な指導ができるようにならなければなりません。

もう一つは、地域との連携によって命の大切さから続いてくる性教育の在り方についても研修しなければなりません。そういう研修を含めて、現在では性教育に関する研修会を、養護教諭を中心に関係教諭が年に1回研修をするようにしています。

猿渡委員 玖珠町のGIGAスクールの取組について、国際的な調査でマイナス面も出ていることも学びながら、ぜひ有効に学びにいかしていけるように頑張ってもらいたいと思います。

学校現場は本当に忙しくて大変なので、スクールサポートスタッフ、学習指導員など、せっかく増やしてきた人員を、コロナ収束後もなるべく減らさずに人員確保できるよう頑張ってもらいたいと思います。

麻生委員 5点伺います。

まず1点目、25ページに給与費が計上されています。民間人校長の実態、検証並びに今後について、最近説明も検証の報告もないので伺います。

2点目、64ページに教育指導費でミュージアムを活用した子どもの感性育成事業費で計上されているものと、もう一つ、80ページに社会教育総務費で子ども科学体験推進事業費で計上されているものについて。これらに関連しますが、実はマリカルチャーセンターが廃止になって解体されますが、その地下倉庫にプラネタリウムの機械——これは高価なものでまだ使えるはずですが、これはどうなるのか。これは漁業管理課が所管をしていますが、社会教育課が把握していないのはおかしな話なので、その辺の実態を含めて伺います。あわせて濱田先生が収集していた立派な貝殻がマリカルチャーセンターにたくさんありましたが、そういったものについてもどうなっているのか伺います。

3点目、73ページの農山漁村を牽引する担い手確保・育成事業費について、これもそうですが、国土強靱化という部分で農業人材の部分も今回、予算計上していますが、ある意味、地域で暮らしていく上での技術や知恵、これらも大変重要になってきます。例えば、最近土木系ではやっているみたいですが、重機のオペレーター体験など、そういったのがどうなっているのか。あわせて、最近修学旅行も行けない、体験学習の機会もない中で、先日、大分市内の中学校が農家民泊で感動したという声が届いています。そういった農泊、グリーンツーリズムとの関連についてどう考えているのか伺います。

4点目、95ページの「大分県先哲叢書」刊行事業費で、重光葵資料集と帆足万里評伝の刊行等に要する経費が計上されていますが、宇宙、宇宙と、余り踊らされ過ぎるのはよろしくないと思いつつも、麻田剛立についてはどうなっていたのかなど、こちら辺についてお知らせ願います。

5点目、97ページの文化財保存事業補助事業費は、国や県の指定文化財保存修理費の補助等ですが、私の地元の柞原八幡宮の10棟の改修工事については、そういったものに含まれているのか教えてください。

大和教育人事課長 1点目の民間人校長試験採用について御説明します。

民間人校長については、これまで16人を採用して、今年度は小学校と中学校に2人ずつ、計4人が校長として勤務しています。

これまで民間人校長を採用してきた成果は、積極的な情報発信や、強いリーダーシップを発揮して校務や危機管理体制の見直しを行ってもらい、教員の意識改革に貢献いただいていると考えています。

今年度も1人採用試験で合格をされて、4月1日付けで採用し、現在研修を行っています。そして、4月から学校長として配置する予定です。

後藤社会教育課長 マリカルチャーセンターの件についてお答えします。

まず、委員が御指摘のとおり、マリカルチ

ャーセンターの機材、また濱田先生の教材については、把握していなかったことを大変申し訳なく思っています。

ただ、プラネタリウム等を活用した星空観察、自然体験学習については、当課が所管している香々地、九重青少年の家で現在進めていて、特に香々地青少年の家には大分県の約6割の海の生物があるので、そういった磯観察を通して海の自然などの体験学習を進めています。

今後の取組で大変申し訳ないですが、濱田先生のそういった教材なども今後活用したいと考えています。

三浦高校教育課長 農山漁村を牽引する担い手確保・育成事業費は、魅力ある農山漁村づくりの核となる担い手を確保、育成するための事業で、先進的な農業者とか大学等からいろいろな方をお呼びして、県外の農林水産関係の就職、進学者の増加を図ることで地域を活性化する、農山漁村を活性化する狙いを持っています。

内容は、農業クラブプロジェクトを行ったり、久住高原農業高校に併設しているくじゅうアグリ創生塾で、県内の農業系の高校生が集って、トラクターや基本的な重機の操作体験をできるようになっています。

また、高校生が地域の中学校に出前授業を行ったり、地域の方と交流をしながら、農業の魅力を発信していく取組も行っています。

武野義務教育課長 農泊については、グリーンツーリズムと、例えば遊園地を組み合わせた宿泊プランを各学校に紹介しています。農泊体験のない県内の学校の中には、そのようなプランを選ぶ学校もあり、地域によっては、そもそも周りが自然豊かなので、そういったプランは選ばないところもあります。

コロナ禍なので、県内学校の修学旅行の行き先等については、子どもたち自身が県内のいろんなところを調べて、こんなところに行ってみよう自分たちでプレゼンし合いながら決めている学校もあるので、それぞれの地域や学校の実態の中で農泊を選ぶ学校もあるかと思っています。

また、いろんな地域で、修学旅行の行き先として紹介してほしいといったオーダーもあるの

で、それは状況に応じて市町村教育委員会を通じて紹介をしています。

森文化課長 「大分県先哲叢書」刊行事業費は、どういう先哲の方を対象にするか、そしてその業績をまとめた資料であるとか、子どもたちにも分かりやすい普及版をいつ作成するのかは、第三者機関である大分県先哲叢書編さん審議会で年に数回議論しています。その中で、重光葵や帆足万里にしてもそうですが、麻田剛立も同様に、今後の対象としてスケジュールに組み込まれています。今、手元にはありませんが、これまでの取組であるとか、審議会で議論している内容を別途資料でお持ちしたいと思います。

続いて、97ページの文化財保存事業補助事業費について、柞原八幡宮は大事な県の文化財として保存しなければいけない位置付けと考えています。柞原八幡宮を含めて、これまでも自然災害の対応であるとか、そういったものに迅速に対応させていただき、長期的な改修の対象になっています。今後も丁寧に所有者の御意向を踏まえ、対応をしたいと考えています。

麻生委員 ありがとうございます。

まず、民間人校長について、検証しながら、ちゃんと効果が発揮される形でやってほしいと思います。

それから、マリカルチャーのプラネタリウムの機械は、相当ほこりをかぶって大変な状況になっていると思います。こういったものこそ技術力によって復活させると言うか、修理してでも使うぐらいの強い意思が必要だと思います。そこに協力してくれる方もいるのではないかと、また天文台とか、そういったところで活用したい方もいるようなので、物を大事にするとか、技術力、宇宙、宇宙とか言っているけど、そういったあるものを修理できないような県で宇宙を目指しても意味がないと思うので、そこはしっかりやってほしいなど、申し上げておきます。

それから、農業や土木の人材について、トラクターに乗ったり、重機のオペレーションをしたり、子どもの頃に面白い体験をする動機付けといった部分も大事だろうと、その部分についてもぜひ頑張してほしいと思います。

それから、さきほどの柞原八幡宮は、この予算の中で計上されている金額がもし分かれば、後ほどで構わないので教えてください。

三浦委員 3点伺います。

1点目は、猿渡委員と少し関連するタブレットについて、これは1人1台端末になって1年が経過しましたが、新年度からもしっかり活用してもらいたいので、義務教育課程、高校並びに支援学校の利用状況がどうなったのか。あわせて、地域によってはタブレットを家に持ち帰っていい地域もあれば、学校内にとどめるという地域があります。タブレット使用の地域間格差と言うか、その辺の対応等、県として各市町村にお任せするのではなく、しっかりとしたビジョンがあるのかどうなのか。

2点目は、子どものいじめ、不登校が多いなと本当に感じます。毎年かなりの予算付けをしてもらっているんですけど、実際効果がどうなのかなど、これはしっかり検証すべきではないかなと思っています。これは子どもが死に至るケースもあるので、その辺の現状を踏まえて、県としてどう対策を講じようとしているのか。

3点目は、高校教育課でかなりの予算付けが令和4年度もされているんですが、現在、高校の一次入試が終わりました。定員内の不合格は、県内で実際、何校で何名、これはそれぞれの学校の判断だと思いますが、教育長は定員内の不合格をどのように考えていますか。

神崎教育デジタル改革室長 まず、1人1台タブレットについてお答えします。

まず、県立高校については、通常の授業に加えて、持ち帰りも当初から実施しているので、非常時も含めて活用は相当進んでいると思います。

ただ、小学校、中学校になると、やはり発達段階に応じてというのがあります。例えば、小学校低学年であれば、持ち帰ってもなかなかうまく扱えないし、御家庭の親御さんの御協力を得ながらと、どうしても情報モラル的なもの、例えば、写真を相手の同意もなく撮って流したりとかもあって、なかなか市町村によっては、当初持ち帰りを許可しなかったことがありまし

た。

ただ、今年2月の段階で、県の調査によると、18市町村中の12市町村が平時から持ち帰っている状況で、頻度についてはそれぞれの地域や学校、保護者の理解でどうしてもばらつきがあるので、一律ではありませんが、徐々には進んできています。ネックとなっていたフィルタリングも各市町村で調達が進み、持ち帰りができる環境にもなっています。

授業での活用は、玖珠町のように進んでいるところと、まだ始まったばかりのところと、使用頻度の格差はありますが、学習の格差はないので、いかに効果的に授業に活用していくか、そこは先生の力量もあるので、その辺の具体的なところは義務教育課長からお話します。

武野義務教育課長 今年度、1人1台タブレットを含めたICTの活用状況について調査した結果、小学校ではほぼ毎日使っているとの回答は76.4%でした。週1回以上は20.8%、これは令和元年度と比べるとほぼ毎日使ったというのは令和元年度で50.4%だったので、26%増えています。

中学校については、ほぼ毎日使っているのが令和元年度は55.8%に対して82.5%と増えていました。

また、ICTを活用したことによって小学生も中学生も興味関心のあるものが増えたという数値についても、前年度よりも増えました。

また加えて、国の事業で学習用デジタル教材を導入することになっています。来年度は小学校の5、6年生と中学校の1年生から3年生はデジタル教材を使うことになり、そのデジタル教材にタブレットを利用することになります。タブレットを使えばネイティブの発音での英語を聞くことができます。

さきほどデジタル改革室長が申し上げたとおり、1人1台端末をいつも使うことが効果があるのかというと、決してそうではないので、1時間だとか単元の狙いに即して、より効果的に使うのが肝要だと考えます。

友成特別支援教育課長 特別支援学校の今の利用状況を御説明します。

今年16校からタブレット端末を活用した実践について、1月までに407事例の報告が上がっています。事例については、専用サイトで全ての教員が共有できるようにしています。

中身は、障がいの特性に応じてアプリを活用した授業の実践であるとか、学習支援についての取組が記載されており、非常に意欲的に学習ができたり、自分の意思をなかなか表現できない子どももそういったものを音声で表出したりするなど、困りが軽減されているなど感じています。

また、推進教員の代表者が定期的に集まって研修に行ったり、今年は初めてコンテストみたいな形で取組を報告したりとか、そういうことでできるだけ活性ができるように進めています。

箕田学校安全・安心支援課長 いじめ、不登校の効果について説明します。

まず、いじめについてです。いじめの認知は、いかに早期に発見をして対応するかを徹底してきました。その早期認知の点に関しては成果が現れていると思っています。年間1万件程度で、全国で3番目の多さですが、これはやはり早く見つけることが絶対的に必要です。解消率も全国よりも高い状況ですが、引き続き、あわせて高くしていく必要があると思っています。

それから、不登校についてです。不登校については、今、教育機会確保法ができ、昔のようにとにかく学校に戻す考え方ではないというところがあり、これについては当然ながら学校に行かない期間のリスクも考えなければならないし、大きくは未然防止、早期支援、それから長期的な支援と考えています。

未然防止については、全ての学校で、行って楽しくなるような人間関係づくりというプログラムを導入して、未然防止を図っていく。

早期支援については、県が様式を示して、気になる生徒のシートを作成するなど早めの対応をお願いしています。

それから、長期的な支援については、この予算書にもあるとおり、県内6か所で補充学習教室を行うなど、ICTの家庭学習支援における大きな課題は認識をしています。これを踏まえて、

不登校にならない、なった場合はどう支援をしていくかを、将来的な社会的自立が一番大事だと肝に銘じながら、引き続き対応していきたいと思っています。

岡本教育長 県立高校の定員内不合格は、規模感としては10人程度です。

人数は減少傾向にはあり、私どももできれば定員内であれば合格としてあげたいものの、やむを得ず不合格とせざるを得ない状況もあります。

状況として、一次試験で筆記試験をやって、二次試験の面接で多く出てくるのが、一次試験の点数が著しく低い、つまり学力の習得度が著しく低い、それから二次試験の面接でしっかり、要は学習についてこれる能力があるのかという面で見ると、志望動機を聞いても何も答えられない生徒や、服装もちょっとこれはという生徒がいると学校からは聞いています。

各県立高校の習熟度別で、要は習熟度が低いなら低いなりに手厚く授業を行ってもらっているんですが、この10人程度の生徒の場合は、それでも追い付いてもらうのは大変とのことで、かえって現場の先生にも相当な負担になると想定されて、やむを得ず定員内でも不合格にしています。

三浦委員 タブレットの関係は、正に説明のとおり、使えばいいという問題じゃないのは当然分かります。うまく学習に応じて使ってもらいたいなど。せつかく1人1台持っているし、先生方の研修等の予算も付けているので、複数年かけてしっかりとお願いしたいと思います。

また、いじめ、不登校、本当にこれが起因して、必然的に大人になっても引きこもってしまうケースがあります。社会的な大きな問題になっているので、ここも早期に対応して、一義的にはやはり学校内で先生のお力添えをいただかないと解決できないことがあります。できれば引き続きしっかり力を入れてやってほしいと思います。

最後に、定員内不合格は十数名で、具体的な人数は今お持ちでないのか、あわせて何校なのかはもし今分ければ、高校数です。教えてください。

さい。

三浦高校教育課長 まだ二次入試が残っています。また、追検査もこの後あるので、高校入試はまだ進行中です。

具体の学校数については、また後ほど確認をしてお知らせします。

小嶋委員 今、三浦委員からもあったタブレットの関係です。

私、かねてより一番心配しているのは、教員の皆さん、2千人から3千人いらっしゃる。タブレットを使って授業する教員の皆さんのスキルレベルをどのように上げるかも大事ですけど、均一化することが非常に重要だと思っています。同じ教科書を使って、それぞれ地域によって先生の扱い方、あるいは先生の習熟度によって授業の中身が変わったりとか、それに濃淡もあったりするのはやっぱり考える必要があることだろうと思うんで、その辺、どこかの新聞でタブレットを返したいという先生もいらっしゃると思うんで、そうならないようにするためにどうすることが大事なのか。先生の習熟度を上げるための予算が事業としてどこに付いていたか、私も探し切れなかったんで、あるようであればそれをお尋ねしたいのが1点目です。

それから、2点目は59ページの学校防災教育推進事業費です。

説明では毎年3校ぐらい選んで、その中で20人ぐらいを年間選んで、年に4回か5回ぐらい学習すると、被災地訪問だとか、あるいは歴史研究したり、マップを作成するという説明は、予算特別委員会だったのかな。私は文教警察委員なので、予算特別委員会の中では質問を控えたんですけども、ちょっと分からなかったのが、年間20人近くを選出してとあるんですけど、高校生とすれば高校生の20人、全部の学校に行かないと思うんですが、1人ずつとか2人ずつの選出方法になるのか、その20人というイメージがちょっと分からなかったんで、その辺を教えてください。

去年、一昨年から事業はあると思うんですが、何年目の事業であるかも教えてください。

これで学んだ子どもたちが次に、多分単年度

の事業なので、それぞれの子どもは1年間勉強したことで、その後、学校で自分たちが復興教育のリーダーになるのかどうか。何かの継続性がないと、この事業もいきてこないんじゃないかなと客観的に思うので、その2点教えてください。

それからもう1点、80ページにある子ども科学体験推進事業費です。

新しい事業がいっぱいあり、空港とか空とか宇宙とかについてもあげられていますが、この科学館O-L a b oの展示物の中に、ちょっとジャンルは違うんですけども、これから先の脱炭素化に向けたエネルギーの問題なども加えて展示をすることも考えていったらいいと思うんです。特に水素だとか、最近アンモニアのことも脱炭素では有効なので、我々はもうそんな長く生きないですけど、小学生、中学生、高校生、これから先を担う子どもたちが社会の主人公になったときに、水素とかアンモニアとか、そういう脱炭素の問題は避けて通れないと思うので、当然、O-L a b o、ジャンルが若干違いますが、展示物としては機会を捉えて1年中でなくてもいいんですが、3か月、4か月でそういう展示をできるように工夫したらと思うので、その点伺いたいと思います。

以上3点です。

大和教育人事課長 教員のICT能力向上のための対応について御説明します。

予算概要の資料の24ページをお開きください。

資料の24ページに教育センター費として、研究研修費を計上しています。そして、令和4年度の教職員研修の重点目標の中に、授業改善のためのICT端末活用研修の充実とか、子どもの学びを保障する効果的なオンラインを活用した授業研修の充実という項目を盛り込み、ICT能力向上に取り組むこととしています。

具体的には、キャリアステージごとに教職員を対象とした研修や、例えば、初任者研修だとか、2年目、3年目のステップアップ研修、また10年前後に行う中堅教諭等資質向上研修において、GIGAスクール構想を踏まえたICT

T活用研修を行い、ICT機器を活用してどう
いう授業ができるのか、それを理解して実施方
法を見付けてもらう研修等を行っています。

また、教育センターがオンライン授業の進め
方の出前研修を行い、学校からの要望に基づき
研修を行っています。

これらの研修を通じて、ICT機器活用した
実践的な授業を行える能力を向上していきたい
と考えます。

簗田学校安全・安心支援課長 高校生防災リー
ダー養成事業について御説明します。

昨日、御説明をしたので、重なる部分がある
と思うので、御理解願いたいと思います。

まず、20人は毎年3校を指定すると、令和
2年度からの事業、令和2年度3校、令和3年
度3校で、その1校あたりに10人程度の生徒
を学校の中で人選します。

東北の被災地に行くのに、その人数はさすが
に予算的には無理なので、各校の代表が2人、
それから引率の先生が1人、それから外部の専
門家と当課で被災地を視察します。

それから、委員が言われた一過性になるの
ではとの御指摘は、昨日も申したとおり、指定
校になった学校は、新たに生徒会の中で、校内
の防災委員会を設けたり、こちらは継続した事
業となるので、生徒も属性のある生徒と言う
か、例えば、部活動でユネスコ部とか青少年赤
十字とか、要するに毎年3校ですが、それがず
っと続くように、3校、次の年3校、来年3校
と、3、6、9と、それが足し算でいく事業で
なければ意味がないので、その積み上げがで
きる事業になっています。

令和3年に、確かこの場だったと思いますが、
非常にいいけど、たった3校かと言われたと思
います。そういう意味で足し算になっていくこ
とで、それを心がけた事業となっています。

後藤社会教育課長 O-L a b oについてお答
えします。

委員からは大変貴重な御提案をいただき、あ
りがありがとうございます。

科学体験を通して心豊かな子どもたちを育て
たいと、将来的には先進的な技術者になるべく、

対象が今小学生をやっているのが、第一歩にな
るような事業として展開していきたいなと思っ
ています。

環境問題とかSDG sとか今言われているの
で、そういった点にも関心を持ってもらおうと
考えています。

低炭素社会とか、あるいは地熱発電について
も取り組んでいるので、そういった分野に関す
る講座や展示を充実させていこうかなと考
えています。

今後とも御指導ください。ありがとうございます。

小嶋委員 ありがとうございます。

タブレットの関係は、いろいろ研修もしてい
て、安心はするんですが、ただ、なかなか表に
出ない問題があると思うんです。どういうこと
かと言うと、やっぱり先生によって技術レベル
は均一じゃないし、先生の中でもついていけ
ないという悩みを持つ方がいると思うんです。
今の段階はですよ。4、5年していくと、そう
いうものの扱いが慣れてくれば、そうでもな
るのかもしれませんが、始まったばかりなので、
先生の悩みが埋もれないように対策できる措
置と言うか、何かそれぞれの学校、あるいはエ
リアの中で、困ったときには教育事務所に相
談ができる窓口も私は今後対策として必要な
のかなと思います。

一番大事なことは、やはりレベルを均一にし
て、子どもたちの教育水準も均一に少しずつ
伸ばしていける環境づくりが大事だと思ってい
るので、その点よろしくお願いします。

O-L a b oの関係は、ぜひいろいろ検討し
てもらいたいです。場所が狭かったら、私が代
表で交渉して、広めの場所を使えるように話
しても結構なので、その点よろしく願いま
す。

吉村副委員長 私から4点、要望という形でお
話します。

まずは83ページの社会教育課になると思
います。森林環境学習関係の内容で、今、小中
学校は木の机を使っているかと思っています。非
常に古く、場所によっては机を運んでいるとき

木が手に刺さるとか、そういったのを防ぐために、先生がガムテープでとめて、ささくれを抑えている学校もありました。実はこういった現状を見た日田市の林業関係の職人の集まりが、きみの木という取組を始めたと聞いています。5年間で県産材の木の机天板を入学のときに生徒に渡して、卒業のときに記念に持って帰る取組をしています。もう既に御存じの話だと思いますが、いろんな研究を進めながら、また農林水産部とも連携を取りながら、各地域に進めていけないのか、またこういった森林環境の学習においていかしていけないのかと検討をしてもらいたいと思っています。私もこれを聞いたときは、非常に興味深いと感じた次第です。

2点目、昨日、体育保健課長に伺った部活動のクラブチームの参加の件です。私の個人的な感覚では、もう来たかという感覚を受けました。一気にこれでまた局面が変わってくるんだろうなという感じを受けています。

学校現場で指導している立場からしても、ありがたくもあるし、また難しくもあるなという感覚です。ぜひ6月の情報、またそれ以前の情報、それ以降の情報、いろんな場所で広報して、学校また指導者への情報提供を進めてもらいたいと思っています。

3点目です。例をあげれば、置き勉になるのかなと思いますが、国でも置き勉していいよとなっていて、もう数年たっています。ただ、現状では置き場所がなくて、結局持って帰らないといけない学校も非常に多いです。結局生徒は重たいものを持ち帰りしている、こういった改修とかの話になるのか、学校での環境づくりになるのか、いろんな部分がありますが、現場の声に耳を傾けながら、また教育委員会を通しての声プラス現場を見てもらえると非常にありがたいなと思います。

最後4点目です。前回の委員会でも少しお話をしたガイドラインの関係で、先日、中学校に行って卒業アルバムを見ました。やっぱり2年間のコロナで、これほどまでに写真がないのかと痛感しました。全部同じ写真、全部体操服、びっくりしました。本当にかわいそう——かわ

いそうという表現がいいのかどうか分かりませんが、僕らがもらった卒業アルバムとは大違い、もう本当にありとあらゆるものが同じ行事の写真という状況でした。それだけ学校での特別な日がなかったんだなと痛感しました。生徒たちにとっては、もしかしたらそれが普通の学校生活だったのかもしれませんが、本来いろんなことができた状況もあると思っています。今後、またコロナの状況もあり、県教育委員会で、また市教育委員会等で連携を取りながら作っているガイドラインもその状況に合わせてながら、流動的と言うか、子どもたちが動ける環境づくりを今後も、さらに意識をして進めてもらえるとありがたいなと思います。特に今、次の中学3年生は全てがコロナ禍の状況です。今年卒業した子は1年生のときは普通でした。でも、今の2年生は来年もコロナ禍になってしまうと、より寂しい学校生活になってしまうなという感じを非常に受けるので、ガイドラインについても流動的と言うか、柔らかく、柔軟に対応してもらえれば非常にありがたいと思います。

これは全て要望です。よろしくお願いします。
三浦高校教育課長 さきほどの三浦委員の御質問の部分です。

定員内不合格をした学校数としては、現段階において、県下で8校です。

鴛海委員長 ほかに御質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 ほかに、御質疑等もないのでこれで質疑を終わります。なお、採決は警察本部の審査の際に一括して行います。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったのでこれを許します。

①から⑤について、一括して報告を求めます。
重親教育改革・企画課長 新型コロナウイルス感染症に係る対応について御報告します。委員会資料の2ページをお開きください。

県内の新型コロナウイルス感染症の感染者数は、3月16日公表時点で2万8,277人となり、そのうち児童生徒は、県教育委員会のまとめで4,744人、教職員は330人であり、

いわゆる第6波と言われる令和4年1月以降ではそれぞれ3,918人、259人です。感染経路については、家族内感染がその多くを占めています。なお、この間の小中高校におけるクラスターは45件発生しています。また、公立幼稚園については1件発生しています。

学校における感染対策については、文部科学省の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに基づき、基本的な感染対策を徹底するとともに、地域の感染状況を踏まえ、学習内容や活動内容を工夫しながら、可能な限り教育活動を継続し子どもの健やかな学びを保障していくこととしています。学校関係者に感染が確認された場合は、速やかに保健所等と連携し、迅速かつ的確に学校内での感染拡大を防ぐ措置を取っています。新規感染者数の増加に伴い、保健所の業務が逼迫している際には、学校においても接触者リストの作成を行うなど、必要に応じ疫学調査への協力を行っています。

1月以降の具体的な取組を御説明します。感染力が非常に強いオミクロン株による感染拡大に備え、学校が新学期を迎えるにあたって、1月4日付で教育長のメッセージで、児童生徒、教職員の健康管理の再徹底や、学校外でも児童生徒が自ら感染症対策を意識するよう指導することなど、注意事項をまとめ周知しています。オミクロン株においても基本的な感染対策の徹底が有効とされていることから、県の新型コロナウイルス感染症対策本部の決定事項も踏まえながら、特に注意すべき点を通知し、対策の徹底を呼びかけています。それに加え、各学校での取組の参考となるよう、実際に県内の学校で発生し、感染拡大につながった事例及び望ましい対策例を県立学校や各市町村教育委員会に示しています。また、やむを得ず登校できない場合の学びを保障するため、ICT環境を活用し非常時においても学習の継続が図られるよう準備を促し、オンラインを活用した学習支援を実践しています。さらに通学時の感染リスクを低減するため、高校生通学バスの運行を1月19日から再開しています。

このような対策を講じてもなお、学校内での感染が確認された場合には、保健所等と連携し、速やかに必要な範囲で臨時休業や学年・学級閉鎖の措置をとれるようオミクロン株を踏まえたガイドラインの改訂を行うとともに、抗原検査キットを追加配布し積極的な活用を促すなど、さらなる感染の拡大を防止し、早期の教育活動再開に努めています。

さらには、感染状況を踏まえ学校の行動基準について、国の衛生管理マニュアル上の対応レベルを部分的に一段引き上げ、例えば児童生徒同士が近距離で対面形式となる活動や、密集、接触する運動などのリスクが高い活動を行わない対応をとることとし、2月20日のまん延防止等重点措置解除後も、引き続き警戒感を緩めることなく、このレベルでの対応を継続しています。一方で、第6波では学校や幼児教育・保育施設でのクラスターも相次いで発生していることから、県の方針として前回の接種から6か月を経過した教職員等へのワクチン優先接種を行っています。県営接種センターでは、三連休を控えた2月10日から13日にかけて教職員等への優先接種を行いました。ほとんどの市町村においても前倒しで教職員等を対象にした接種を2月中旬以降順次進めており、昨年夏に接種を行った教職員は早期の3回目接種が可能となっています。県立学校入学者選抜における対応としては、ガイドラインを定め感染対策を徹底した上で実施するとともに、無症状の濃厚接触者の別室検査室を確保し、感染等により受験できなかった生徒には追試験を含め救済措置を設定するなど、受験機会の確保を図っています。

今後とも、感染した児童生徒等へのいじめ、誹謗中傷などがないよう十分に注意しながら、引き続き、関係部局や市町村教育委員会等と連携し、学校での感染防止対策と子どもの学びの保障の両立に全力を尽くしていきます。

友成特別支援教育課長 委員会資料の4ページを御覧ください。第三次大分県特別支援教育推進計画に基づく再編整備の進捗状況について、大分地区の再編整備の状況を御報告します。

まず、1盲学校・聾学校の整備です。共用寄

宿舎は本年度から聾学校生徒も使用を開始しました。共用する上で不都合などもなく、安全に過ごすことができている。聾学校は今週引越しを行い、環境を整え、新年度から新しい校舎で移転開校します。

次に、2 高等特別支援学校の整備です。校舎は当初の計画どおり 1 月末に完成しました。4 月の開校に向け、準備の最終段階に入っています。

最後に、3 特別支援学校の教室不足解消についてです。児童生徒数増加対策として、大分市内 3 校目となる知的障がい特別支援学校大分地区新設特別支援学校（仮称）の新設を計画しています。令和 6 年 4 月を開校予定とし、校区の公表や説明会など、準備を進めていきます。

また、大分支援学校については、今年度プレハブの仮設校舎の設計・建設を行いました。プレハブ校舎は 3 月末に完成し、新年度から使用する予定です。

山上教育財務課 委員会資料の 5 ページを御覧ください。

高等学校等就学支援金に係るオンライン申請の導入について御説明します。高等学校等就学支援金の概要ですが、国による家庭の教育費負担軽減を図るための授業料支援の仕組みで、県が生徒本人に代わって受取り、授業料に充てるものです。保護者等の所得基準があり、年収目安約 9 1 0 万円未満の家庭が対象になります。県内の県立高校では令和 3 年 7 月時点で 8 4 % の生徒が対象となっています。

オンライン申請は、文科省の高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien（イーシエン）を利用して実施します。学校から配布される ID、パスワードでログインし、受給希望意向の登録、生徒情報の確認、保護者情報の入力、収入状況の登録を行います。メリットとして、申請者はスマートフォン等でも申請ができます。また、紙で個人番号を提出する必要がなくなり、申請者、学校、教育委員会それぞれで個人番号を扱うリスクが減少します。それに伴い、紙書類の受領、システムへの入力の時間がなくなり、学校の事務負担軽減

も期待できます。

なお、オンライン申請ができない方は、従来どおり紙による申請ができ、個人番号を提出しない場合でも課税証明書での所得確認が可能となっています。

大和教育人事課長 委員会資料の 6 ページを御覧ください。

求償権の行使に係る住民訴訟について御報告します。教員採用取消訴訟において、採用取消処分を受けた小学校教諭、中学校教諭 2 名に対し県が支払った損害賠償金等に係る求償に関して、おおいた市民オンブズマンが、中学校教諭の事案に対し、県が誰にも負担を求めなかったのは求償権の行使を怠っているとして、3 月 9 日に大分地裁に住民訴訟を提訴しました。

教員採用取消訴訟の損害賠償金に係る求償について、中学校教諭の事案では、違法な採用取消処分に関わった者に故意や重過失がないため求償しないことを教育委員会で協議し、決定したものです。なお、住民訴訟にさき立ち、1 2 月 8 日付で県監査委員に住民監査請求が行われましたが、2 月 7 日付で当該請求を棄却する決定が行われています。今後、訴状を確認し、適切に対処していきます。

続いて、委員会資料の 7 ページをお開きください。前回の常任委員会において、わいせつ等不祥事案に係る対応について、麻生委員から御意見をいただいたので、今後の対応方針等について説明します。

まず、これまでの対応で、児童生徒へのわいせつ事案が起きた場合、県教育委員会から加害教員への事情聴取等により、当該事案の発生した日時、場所、わいせつ行為の態様等について事実確認を行い、当該事案が犯罪にあたる可能性があると思料された時点で、警察に情報提供を行っています。

次に、今後の対応方針は、下段に参考として法律の抜粋を記載しています。昨年 6 月 4 日に教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律が公布され、本年 4 月 1 日から施行される予定となっています。

同法第 1 8 条第 2 項において、教育職員等、

地方公共団体の職員その他の児童生徒等からの相談に応じる者は、犯罪の疑いがあると思われるときは、速やかに、所轄警察署に通報するものとする。また同条第3項には、犯罪があると思われるときは、刑事訴訟法の定めるところにより告発をしなければならない。と規定されています。

この条文が設けられた背景としては、全国的に教職員がわいせつ行為等により懲戒処分等を受ける事案が後を絶たない一方で、警察への情報提供や告発等の手続が適正に行われていない例がみられるためと聞いています。

今後はこの法律の趣旨を踏まえ、児童生徒への性暴力事案については、犯罪があると思われるときは告発を行う方向で、事案毎に警察と十分連携を図りながら手続を適切に行っていきます。

鴛海委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

麻生委員 まず、新型コロナウイルスの感染症に係る内容について、本当に御苦労様です。

さきほど吉村副委員長からあったように、本当に子どもたちの活動が制限されていることで、今朝も電話がかかってきて、子どもたちがマスクをしながら登下校していると、あの姿を見るとかわいそうでならんというお声をいただいたり、とにかく活動に制限が行き過ぎているのではないかという声が届いています。文科省の衛生管理マニュアルがちょこちょこ改正されて、我々も子どもたちはマスクをしなくていいんじゃないのとか、子どもたちのワクチン接種についても、いろんな議論がある中で、しなくていいんじゃないかという声に対してこうなっています。任意だけど、こうですよと説明するときに、どんどん改正されるので、最新の現状はどうなっているのか、科学的根拠に基づいて専門家委員会とか、いろんな形でどんどん変更していると思うんですね。そういった部分の変更を県の教育委員会としてどのように周知徹底を行っているのか、それに対して御苦労もあろうかと思うんですが、どういった問題認識を持って

いるのか教えてください。

基本は、3ページの⑤にも書いているように、行動基準レベルを引き上げているんだけど、本来は全国一律、あるいは大分県一律でやる必要は全くないわけで、感染者ゼロが続いている市町村の子どもたちにマスクをしるとか、ワクチンを早く打てよと接種券が届くこと自体にも問題があっておかしいという声もあるわけで、そういった部分について、子どもたちの活動ができるようにどうすればいいかといった視点で考えたときに、そのために学校医、学校薬剤師、学校歯科医などそういった管理衛生マニュアルをそれぞれの地域や学校でつくれるような人たちを交付税措置しているわけなので、その部分については、今日の予算審議の中で全く記載がなかったんですね。こういった部分も問題認識として持っているので、管理衛生マニュアルの運用も全て文科省から伝わって下りてくるものしか使わないのか。現場、現場で大分県独自で考えろよと言いたい。全て依存体質で、上から下りてきたことしかやらないのではなく、子どもたちが活動できるようにどうしたらいいかという発想で、それぞれに応じた形でできることをぜひ取ってほしいなど、このように思います。その点については要望としておきます。

ただ、最新のマニュアルの改正はいつなのかということ。私が認識しているのは去年の12月10日が一番新しいのかなと思っているんですが、いつの分が一番新しいのか、教えてください。

それから、特別支援教育の推進計画の説明がありました。

これについて、特別支援学校を整備していくと、これはとてもいいことです。この中で、障がい者が体を動かしていくこと、学校を卒業した後も、そういうスペースがない中で、今回の特別支援学校を整備計画にはグラウンドもあり、体育館もあるわけで、中心部に近いところに整備されるので、卒業後の障がいをお持ちの方が体を動かすスペースとしての位置付けをぜひ今回の計画でもらえると助かるなど、そういった卒業後の励みにもなるのではないかなと思

うので、これも要望とさせていただきます。

重親教育改革・企画課長 貴重な御指摘をありがとうございました。

衛生管理マニュアルの最新版については、委員御指摘の12月10日が最新版になっています。我々としても、通知を出すときに、衛生管理マニュアルをきちんと引用するものの、そのときにバージョン何々とその都度書くようにして、最新情報の特定ができるようにしています。

また、御指摘いただいたマニュアルをただ運用するだけじゃなくてという点は、正に御指摘のとおりだと思っています。我々としても、何が出来るだろうかと日々頭を悩ませながら取り組んでいて、以前、この委員会の中で御指摘いただいた、マニュアル上、こうやったらだめだよみたいな、抽象的なものだけだと、各現場はなかなか情報が足りなくて判断しづらいというお声もいただき、今日の御説明の中にも少し触れたとおり、県内で実際に学校で行った事例実践を周知して、こういう点は特にリスクが高いとアナウンスすることもやり、全部を止めていくのではなく、どうやったら教育活動と両立できるかという発想で、今後も必要な対応を検討していきたいと思っています。

三浦委員 数字の確認をさせてください。

私も、今議会が始まる前に学校等を回りました。学校の先生、子どもが陽性だけど、クラスターにはなっていないと。ただ、日々綱渡りの状態だという声も耳にしました。

そういった中、抗原検査キットの確保している数と、別府市の教職員の県営接種センターでの接種率、あわせて5歳から11歳の接種がスタートしましたが、子どもたちの接種状況がもし分かるのであれば教えてください。

加藤体育保健課長 私からは抗原検査キットの数です。

先日の予算特別委員会で若干説明したとおり、1月末をもって使用期限が切れるものが2,930ありました。それで、廃棄処分になったのが23%でした。その後、配布しているのが、県立学校が4千個、市町村については市町村が

それぞれで準備をしていますが、予想以上の感染拡大になったときの非常用の予備として各教育事務所に合計千個配布している状況です。

重親教育改革・企画課長 教職員のワクチン接種の状況は、接種率を各学校現場に照会すると、なかなか現場から強制力と言うか、同調圧力みたいな形で受け取られる可能性もあるので、ちょっとそこは慎重に我々も考えて、正確な数字は持ち合わせていません。2月10日から13日の県営接種センターでは、大体約千人ぐらいの教職員が活用され、大分県内の教職員は約1万何千人なので、ごく一部ではあります。今、3回目接種を進めていて、正確な数字ではありませんが、大体希望される方の約7割ぐらいは今打っている状況という感触を持っています。

また、5歳から11歳のワクチン接種も始まりましたが、同様の理由から、接種率を学校に照会して数字を把握することを、現時点では行っていないので、数字を持ち合わせていません。**三浦委員** ありがとうございました。

福祉保健部では、5歳から11歳の接種率を、それぞれの市町村で把握されていると思います。

11歳未満の接種率を把握するのは非常に難しいとは思いますが、数値は確認していた方がいいと感じているので、よろしくお願いします。

麻生委員 1点言い忘れていたんですが、さきほどの性暴力、わいせつ事案に係る対応についての新たな法律が今年の6月4日に公布され、今年の4月1日から施行されるとのことです。今は端境期であり、さきほどの説明の中で、第18条の3項で告発しなければならないといった部分についてはいいんですが、4項に当該学校の設置者に通報するとともに、措置を講じてその結果を設置者に報告するとなっています。7項で直ちに所轄警察署に通報し、当該警察署と連携してこれに対処しなければならないという項目もあります。

問題は設置者に関して義務制の場合は市町村で、特別支援学校並びに県立高校については県だと言われているわけですね。それは市町村教育長じゃなくて市町村長が果たして認識しているかとか、あるいは県知事にちゃんと言って

いるのかとかが課題になってくると思います。
これをさらに運用する上で、間違いがない形でやってほしいなど。実際に先般具体的な事例があったわけで、ちょうど端境期でやっていないかもしれないけど、市町村長が何と言っているのか、あるいは県知事がどう認識して、どんな指示を出すのかは、本当は我々追及していかないといけない立場にあるので、今後の運用について、その辺を今から十分やっておいてほしいと、これも要望しておきます。

鴛海委員長 ほかに御質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 ほかに質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 別にないようなので、これをもって教育委員会関係の審査を終わりますが、最後に、私から一言御挨拶を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

〔教育長挨拶〕

鴛海委員長 ありがとうございます。それでは最後に、この春で御退職される米持教育次長から一言お願いします。

〔米持教育次長挨拶〕

鴛海委員長 それでは、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。執行部はお疲れ様でした。

執行部が入れ替わるので、暫時休憩します。

午後3時21分 休憩

午後3時25分 再開

鴛海委員長 休憩前に引き続き、これより警察本部関係の審査を行います。まず、合い議案件の審査を行います。

それでは、第18号議案職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部改正について、執行部の説明を求めます。

松田警察本部長 審査にさき立ち、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、昨日開催された予算特別委員会において、警察本部関係の令和4年度当

初予算の新規事業をはじめとした主要事業等について御審議いただき、ありがとうございました。

本日の委員会では、令和4年度当初予算のうち、主要事業以外の事業について説明のほか、合い議案件3件について、担当部長から説明するのでよろしくお願ひします。

森實警務部長 文教警察委員会説明資料の1ページをお開きください。

第18号議案職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部改正について、県警察が所管する警察の職務を行う職員のサービスの宣誓に関する条例部分を御説明します。

今回の改正は、国家公務員のサービスの宣誓方法の改正に伴い、職員がサービスを宣誓する際の署名及び対面を不要とし、宣誓書への署名を廃止するものです。

改正内容については、任命権者又は任命権者の定める上級職員の面前において宣誓書に署名を、宣誓書を任命権者に提出に改めるものです。

あわせて、平仮名表記を漢字表記に改めるなど所要の改正を行います。改正条例の施行期日については、公布の日となります。

鴛海委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 別にないようなので、これより採決します。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定しました。

次に、第21号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

芦刈生活安全部長 第21号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、警

察本部関係について御説明します。

資料の文教警察委員会説明資料の2ページを御覧ください。今回の改正は、銃砲刀剣類関係事務手数料についてです。地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定められている標準額は、地方分権推進計画に基づき、3年ごとに見直されています。

令和3年度の見直しにおいて、銃砲刀剣類関係事務に係る手数料の標準額の政令改正が行われることから、同政令に準じて、大分県使用料及び手数料条例の一部を改正するものです。

改正点は、銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項に規定する許可証の書換えについてであり、手数料を現行の1,800円から1,600円に改めるものです。

改正の理由は人件費単価の減、印刷等の物件費単価の減、関係機関への事実確認に係る経費の減によるものです。許可証の書換えは、銃砲刀剣類所持等取締法に基づき、公安委員会が猟銃等の所持を許可した者に許可証を交付することとなり、この許可証の記載事項である申請人の本籍、住所、氏名の人定事項に関するもの、銃の長さや用途など銃砲刀剣類事項に関するものに変更が生じた場合、申請人が公安委員会に書換え申請書と許可証を提出することによって、許可証の書換えを受けることとなります。

書換え申請を受けた公安委員会は、申請書の記載内容に事実との相違がないか確認した上で、許可証の記載事項変更欄に所要の事項を記入し、これを申請人に返還する流れになります。施行日は令和4年4月1日です。

三浦交通部長 文教警察委員会説明資料の3ページを御覧ください。

今回の使用料及び手数料条例の一部改正は、本年5月13日の道路交通法及び下位法令の一部改正により運転免許事務手数料の標準額が一部改定等されることに伴い、同手数料を定める大分県使用料及び手数料条例の一部改正するものです。道路交通法及び下位法令の改正概要については、3月2日の委員会で御説明したので、再度の御説明になりますが、このたびの道路交通法等の改正の柱は高齢運転者対策の充実、強

化と第二種免許等の受験資格の見直しの二つです。

この中で運転免許事務手数料の改定を伴うものについて御説明します。

まず、高齢運転者対策の充実、強化については、主な改正項目は運転技能検査の導入と認知機能検査結果及び高齢者講習区分の変更です。新たに運転技能検査が導入されることや認知機能検査結果や高齢者講習の区分が変更されること、チャレンジ講習が廃止されること等を受け、資料の手数料改定の内容のとおり、それぞれ手数料の新設や改定、区分の見直し、廃止を行います。

次に、第二種免許等の受験資格の見直しに関して、手数料の新設を伴うものを御説明します。道路交通法等の改正により、特別な教習を受けた場合に第二種免許や大型免許等の受験資格が、一律19歳以上に緩和されます。同時に、この特例により第二種免許等を取得した者が、本来それぞれの免許を取得できる年齢に達するまでの間に一定の基準に該当する交通違反等を犯した場合は、若年者講習の受講が義務付けられることとなります。この若年者講習の新設に伴い、資料中手数料改定の内容のとおり、同講習手数料を新設するものです。

なお、ただいま御説明した運転免許事務手数料の改定については、本年5月13日施行となっています。

鴛海委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 別にないようなので、これより、さきほど審査した教育委員会関係部分とあわせて採決します。本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに

決定しました。

次に、第22号議案大分県福祉のまちづくり条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

三浦交通部長 大分県福祉のまちづくり条例は、知事部局と警察本部が、それぞれ関係部分を所管し、警察本部の所管部分は、通称バリアフリー新法に基づき定められている高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則が一部改正されたことから、これを参酌して本条例第23条の4に規定している視覚障がい者等の安全のため設置する信号機に関する基準を改正するものです。

改正内容ですが、大分駅周辺及び鶴崎駅周辺のバリアフリーの重点整備地区において実施する交通安全特定事業に係る音響式信号機の基準について、現行では音響を発することができるものとしているところを、スマートフォンなどのアプリによる音声案内、通称高度化PICS（ピクス）も可能とするものです。

なお、高度化PICSについては、お手元の資料の下部に参考として概要を記載しています。

改正条例は、公布の日から施行する予定です。

駕海委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

駕海委員長 別にないようなので、これより採決します。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと福祉保健生活環境委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

駕海委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと福祉保健生活環境委員会に回答することに決定しました。

以上で合い議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査を行います。

第1号議案令和4年度大分県一般会計予算のうち、警察本部関係部分について執行部の説明を求めます。

森實警務部長 第1号議案令和4年度大分県一般会計予算のうち、警察本部関係について御説明します。

お手元の資料令和4年度警察本部予算概要の2ページをお開きください。

令和4年度警察本部の当初予算額は、警察本部①の計の欄に記載のとおり268億4千万3千円です。

先般の予算特別委員会において、主要事業等について本部長から御説明申し上げたので、本日はそれ以外の事業について、予算概要の順に沿って御説明します。

5ページをお開きください。公安委員会費です。事業名欄、一番上の委員報酬678万円については公安委員3人の報酬です。その下の公安委員会運営費161万6千円については、公安委員及び事務局職員の旅費など公安委員会の運営に要する経費です。

7ページをお開きください。警察本部費です。事業名警察運営費15億3,396万3千円については、各団体が実施する事業への補助金、児童手当、警察職員貸与被服調製費及び赴任旅費や庁舎の光熱水費などの警察運営諸費等です。

9ページをお開きください。装備費です。事業名警察装備費3億5,183万円については、ヘリコプターの特別点検整備等に要する経費や車両、警察官装備貸与品等維持修繕費、車両等燃料費等です。

10ページをお開きください。警察施設費です。事業名欄、一番上の警察施設改修費1億6,763万8千円については、中津警察署の老朽化した地域棟の解体及び附属棟の建設などに向けた調査、設計委託や、警察学校射撃場換気設備改修工事など、警察施設の改修に要する経費です。三つ下の交通安全施設維持管理費3億7,876万5千円については、交通信号機等の電気料、回線専用料など交通安全施設の維持管理等に要する経費です。その下の警察庁舎等維持修繕費4,180万2千円については、警察庁舎等の維持補修等に要する経費です。

11ページを御覧ください。運転免許費です。

事業名欄、一番上の認知症等早期発見支援事業費866万6千円については、運転免許更新時等に認知症等の運転者を早期に発見し、医療機関への受診勧奨など、よりの確な対応を行えるよう、3名の保健師等を運転免許センターに継続配置するものです。二つ下の自動車運転免許事務費7億1,847万7千円については、運転免許証更新時の講習や行政処分者に対する講習に要する経費等です。

12ページをお開きください。恩給及退職年金費です。事業名警察恩給費1,784万円については、昭和37年11月以前に退職した警察職員及びその遺族に対する恩給の支給に要する経費です。

13ページを御覧ください。警察活動費です。事業名欄、一番上の地域見守り力向上事業費870万円については、自主防犯パトロール隊や自治会等による地域の見守り力向上の取組を支援するため、通称青パトと呼ばれる自主防犯パトロール隊の使用車両に対して、2万円を上限にドライブレコーダーの設置費を助成するほか、県内全域の自治会等に対して、50万円を上限に防犯カメラの設置費の2分の1を助成するものです。二つ下の地域防犯力強化育成事業費2,269万7千円については、児童・生徒の非行防止等を図るため、スクールサポーター8名の継続配置を行うほか、犯罪の未然防止等を図るため、まもめーるにより地域の安全情報を県民に発信するものです。その二つ下の110番通信指令システム管理事業費2億758万3千円については、110番通信指令システム及び総合指揮室映像表示システムのリース料です。

14ページをお開きください。事業名欄、一番上の一般警察活動費2億7,801万7千円については、公益社団法人大分被害者支援センターに相談・支援事業及び講演会等の開催事業を委託するために要する経費や電話専用料等通信運搬費、旅費等です。

15ページを御覧ください。事業名欄、上段の刑事警察費4億369万6千円については、捜査支援システムの維持管理等に要する経費や

報償費、旅費等です。

16ページをお開きください。事業名欄、上段の交通指導取締費2億6,570万7千円については、自動車保管場所申請等の手続をインターネットで行うワンストップサービスの運用に要する機器のリース料等や放置違法駐車車両の確認事務の委託料等、その他報償費、旅費等です。

篤海委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

原田委員 13ページの特殊詐欺に関する質問をさせていただきます。

まずもって、今年、詐欺の被害額が去年の3分の1近い額に抑えられたと、本当にすごいことだなと思います。このことで言うと、本当に皆さんに感謝申し上げます。

ただ、被害件数は若干伸びているんですね。どうしたら抑えられるかが大きな課題だと思っています。

昨日の予算特別委員会の中で、新しいNTTの機械を使ったものについて、芦刈部長から検討してみるみたいな話もあり、犯人と話をしないことが本当に一番だなと思っています。

ちょっと気になっているのは、電話に関する対応は結構いろんな取組をしていますが、パソコンなどに来るメール、皆さんも多分経験があると思いますが、実に巧妙な詐欺メール、最近では私の財産を譲りますよみたいなものもよくあり、メールアドレスを見てもAmazonと書いているから本物かなと思うけど、実際は違う。

私は自分のパソコンにそういった詐欺メールを防ぐフィルターをしていますが、やっぱりすり抜けてくるんですね。多分違うだろうなと思いつつ、どんどん削除して、迷惑メールに入れて受信拒否していくんですけど、そういった詐欺メールなどの対策が見られないなと思います。ちょっとお聞きしたいなと思います。

芦刈生活安全部長 今お話しされたとおり、非常に厄介な問題と言うか、手口が変わってくるので、対応の仕方が非常に難しく、携帯電話と

か固定電話は、非通知を拒否するような手続を踏めば、徐々になくなってくると思いますが、今御指摘のとおり、パソコンに対する迷惑メールは、メールを開くと感染するとか、ここに電話をしないとこの警告は止まりませんといった警告音や、いろんなものがあります。国にはJ C 3という日本サイバー犯罪対策センター、要するにサイバー犯罪に対する対策を練っている機関があり、そこのホームページあたりを見ると、どうやって削除するかとか、そういった方法を詳しく書いていたりします。そういう対策を練る機関があることを広報していく必要があると思います。

基本的には電源を切って再起動すれば大丈夫なので、指導するときは、電源を切って再起動してください、もしできないときには、さきほどのホームページを見てくださいと、大抵の解除方法はあるので、そういう方法を広報していく必要があるのかなと思っています。

麻生委員 ただいまの特殊詐欺等水際対策強化事業費に関連して、先般の予算特別委員会でも犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則に沿って、引き出しを止める規定がちゃんとあるという説明がありましたよね。それを聞いて、普通、ATMで引き出しをする場合は、50万円とか1日の限度額があるにもかかわらず、あれだけの大金がどのような形で引き出されているかがすごく疑問に思います。だから、振込をして、即時引き出しをしたとしても、上限があるわけだから知っているんじゃないかなと思うんだけど、それ以外は窓口に行って、ちゃんと手続をして全額引き出しをするにしても、窓口に行かないとできないわけだから、当然足が付いているはずなんよね。にもかかわらず、あれだけの多額の被害金額に上っていることが、物すごく疑問を感じるんですよ。その辺の手口はどうなっているのかが1点。

もっと言うと、銀行協会とかと協議して、即時引き出しを50万円なら50万円とどめるような銀行法を改正することによって被害を最少限度に抑えることはいろいろあると思うんよ

ね。確かに必要な振込をして、普通の方が生活に困らんような状況は守らないといけないんですけど、何であんなに大きな金額が引き続き犯罪として上がってくるのかなと疑問でならないけど、その辺はどういうことなんですか。

芦刈生活安全部長 まず被害額が大きいというお話をされたんですけど、恐らく先般あった5千万円近い被害の話かなと思います。手口をひもといて言うと、基本的には銀行も郵便局も含めて、ATMで出す金額は大体1日に50万円の限度を設けています。これは本人が申請をすれば、上限を200万円まで上げることができます。今回のものは、電話をかけたら、犯人から、まずその手続を窓口に行ってさせると。そして、人が余りいない夕方の時間を狙って、その時間帯にATMに行って、上限まで全部出して、その現金をいわゆる手渡しで受け取るといった手口です。それが5千万円ぐらい近い被害額に上った、大きな金額がだまされる手口の流れになります。

銀行の振込は、対策を徐々に進めていて、協会との協力関係について、各銀行にお願いをして、70歳以上で、ここ数年間、口座が動いていない方、キャッシュカードを使っていない方については使えないと言うか、窓口での手続をしてもらっています。まだ全国でもやっていませんが、その年齢を引き下げようをお願いすることも必要なのかなと思います。ただ、それをやると、実際にたくさんのお金を出したり入れたりする方はたくさんいるので、非常に難しい部分もあって、銀行も、じゃあ明日からというわけにはいきません。ただ、条件をいろいろ付けながら交渉をして、うまい具合に進めていきたいと思っています。被害額をなるべく少なくするために、そういった状況です。

松田警察本部長 補足して、今、生活安全部長がお答えしたとおり、まずATMの制限があるにもかかわらず、なぜ被害額が大きいのかというところですが、基本的にはATMに引き出し制限がかかっているんで50万円ということになりますが、要は被害に気付かないので、何回もやってしまう、その間に被害が膨らむことは

あります。ただ、それでもATMを使った振込被害金額は少なくなっています。それがさきほどの件数は増えているけれども、被害額は下がっていることにつながっています。去年の被害を見ると、電子マネーや還付金詐欺の振込が多かったのも、件数は増えるけれども、被害金額は少なかった。

被害金額が大きくなるのは、じゃあ何かと言うと、今、生活安全部長から説明があったとおり、現金受渡し型です。たんす預金であったり、銀行の窓口で引き下ろして、現金を手元に持つ。それを犯人が引取りに行く現金受渡し型だと多額な被害が出ます。これについては、若干コロナの関係もあるのかもしれませんが、去年少なかったのも、被害が少なくなっています。

いずれにしても、ATM対策はきちっとやっていきたいと思うので、今の御指摘も踏まえて、振込制限、引き出し制限についても、銀行協会と検討してやっていきたいと思えます。

三浦委員 概要1ページ、正に令和4年度の警察本部の予算のポイントの柱になると思うんです。2項目、一つが安全・安心を実感できる暮らしの確立と、もう1点が強靱な県土づくりと危機管理体制の充実、これが令和4年度の柱だと思います。

令和4年度268億円ほど予算計上されていて、この2番の強靱な県土づくりと危機管理体制の充実に対する予算がいくらなのか、教えてください。

というのが、大きな項目の一つに上がっていて、資料で見ると、約20万8千円しか付いていない、本当にそれが予算のポイントとしてどうなのか、まずその確認をさせてください。

柘谷会計課長 委員から言われた20万8千円は、災害対応能力増加事業費、新規事業として予算概要書の13ページ、（「それは知っているの、それだけなのか、20万8千円だけなのかということなんです」と言う者あり）

これは2か年事業として、最初の令和4年度、ヘリコプターのシステム関係で、検査と旅費として20万8千円を計上しています。（「事業内容ではなく、予算のポイント2項目

で掲げている1番、2番で、その二つしか予算のポイントに掲げていないんですけども、そのうちの大きな一つが20万8千円だけなのかを聞きたいんです」と言う者あり）

2か年事業で令和5年度に債務負担行為として5億1,300万円を計上しています。

三浦委員 それなら話は少し分かりますが、今言う約268億円の大きな予算を我々はこれから審査をする中で、初めてこうやって強靱な県土づくりということで上がってきている予算が、調べても20万円しか出てこないの、本当にこれで自然災害等があったときに我々県民を守れるのかというのが率直にあります。

加えて、自然災害だけではなくて、昨夜も東北地方で大きな地震が発生し、お亡くなりになっていることもあるので、しっかりその辺は、例えば、警察車両やヘリコプターをさらに増やすとか、南海トラフが30年以内には70%から80%の確率で来ることは間違いないので、その辺の中長期的な形で日本一安全な大分県づくり、県民とともに歩む力強い警察という大きな指針の基に予算組みをしっかりとやっていただきたい。我々はしっかり後押しはしたいなと思っているので、よろしくをお願いします。

鴛海委員長 ほかに御質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 ほかに質疑等もないので、これより、さきほど審査した教育委員会関係部分とあわせて採決します。本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

鴛海委員長 御異議があるので、挙手により採決します。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに、賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

鴛海委員長 挙手多数であります。

よって、本案のうち、本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 別にないようですので、これをもって警察本部関係の審査を終わりますが、最後に私から一言御挨拶を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

〔警察本部長挨拶〕

鴛海委員長 ありがとうございます。

それでは最後に、この春で御異動、御退職される皆さんから一言お願いしたいと思います。

〔異動、退職予定者挨拶〕

鴛海委員長 それでは、これをもって警察本部関係の審査を終わります。

執行部の皆さんは大変お疲れ様でした。

委員の皆様は、この後協議を行いますので、このまま御着席願います。

〔警察本部退室〕

鴛海委員長 ここのメンバーでの委員会はこれで最後になりますが、この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 別に、ないので本日の委員会が、このメンバーによる最後の委員会ですから、私から一言御挨拶を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

鴛海委員長 これをもって、文教警察委員会を終わります。

1年間、大変お疲れ様でした。